

高速道路株式会社の定める算定方法一覧表

中日本高速道路株式会社

収益・費用の項目	算定方法	算定方法を定める理由
2 資金運用に係る 営業外収益	一方の事業に営業利益が生じている場合は、営業利益が生じている事業に配賦する。	一方の事業に営業利益が生じ、もう一方の事業に営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準に従うと負の配賦額が生じてしまうことから、合理的な配賦方法を検討した結果、営業利益が生じている事業に配賦することとした。
3 建設中の金利以外の資金調達に係る 営業外費用	一方の事業に営業利益が生じている場合は、営業利益が生じている事業に配賦する。	一方の事業に営業利益が生じ、もう一方の事業に営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準に従うと負の配賦額が生じてしまうことから、合理的な配賦方法を検討した結果、営業利益が生じている事業に配賦することとした。
5 その他の営業外 損益	発生の主たる要因（困難なものは、一方の事業に営業利益が生じている場合は、営業利益が生じている事業に配賦する）	一方の事業に営業利益が生じ、もう一方の事業に営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準に従うと負の配賦額が生じてしまうことから、合理的な配賦方法を検討した結果、営業利益が生じている事業に配賦することとした。
6 特別損益	発生の主たる要因（困難なものは、一方の事業に営業利益が生じている場合は、営業利益が生じている事業に配賦する）	一方の事業に営業利益が生じ、もう一方の事業に営業損失が生じている状況において、規定上の配賦基準に従うと負の配賦額が生じてしまうことから、合理的な配賦方法を検討した結果、営業利益が生じている事業に配賦することとした。

収益・費用の項目	算定方法	算定方法を定める理由
7 法人税等	両方の事業に税引前当期純損失が生じている場合は、営業収益の比により配賦する。	両方の事業に税引前当期純損失が生じている状況において、「法人税等」が賦課される際は、事業規模を適切に表す指標により配賦することが適切と考えられることから、「営業収益の比」を設定することとした。
8 法人税等調整額	両方の事業に税引前当期純損失が生じている場合は、営業収益の比により配賦する。	両方の事業に税引前当期純損失が生じている状況において、「法人税等調整額」が賦課される際は、事業規模を適切に表す指標により配賦することが適切と考えられることから、「営業収益の比」を設定することとした。